「松江伝統芸能祭・佐陀神能ユネスコ無形文化遺産登録15周年-神座-」業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1. 業務内容

「松江伝統芸能祭・佐陀神能ユネスコ無形文化遺産登録15周年-神座-」業務委託

＊以下、「松江伝統芸能祭・神座」とする。

2. 目的・概要

「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」で定める「松江の文化力を支える七つの柱」の一つ「地域に根づく伝統文化」の取り組みとして、以下の目的により松江伝統芸能祭・神座を開催する。

①松江市が誇る伝統芸能を市民に「知って」もらい「伝えて」いく機会とする。

②松江市伝統芸能文化保護育成協議会の加盟団体等による「発表」の場とする。

③次代を担う後継者や人材を「育てる」ための場とする。

＊概要については、別紙「『松江伝統芸能祭・佐陀神能ユネスコ無形文化遺産登録 15 周年事業−神座−』開催概要」を参照。

3. 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで

4. 委託提案上限額

提案上限額は、4,150,000 円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

5. 委託業務内容

業務内容については、以下の6項目を実施することとする。

(1)出演団体事前打合せ業務

(2)公演・控室・リハーサル運営業務

(3)広告・宣伝業務(TV広告)

(4)会場設え業務(看板、会場サイン、伝統芸能紹介展示等)

(5)警備業務(屋外:一般駐車場)

(6)その他(マニュアル、報告書作成等)

6.開催日時、会場、他

【日時】2027年3月7日(日) 10:00～16:40(予定)

(午前)神座 (午後)松江伝統芸能祭

【会場】さんびる文化センタープラバホール（島根県松江市西津田6丁目5-44）
【入場料】〈前売〉1，000円（高校生以下無料）
〈当日〉1，200円（高校生以下無料）
＊いずれも自由席、再入場可。
【出演団体】9団体（予定）
【観覧予定者数】400人（想定）
【共催】松江市、松江伝統芸能祭・神座実行委員会（以下、実行委員会）、
松江市伝統芸能文化保護育成協議会

7.委託業務内容詳細

（1）出演団体事前打合せ業務について

・出演団体決定後、公演内容等の確認について各団体と事前打ち合わせを行うこと。
打合せには実行委員会事務局（以下、事務局）も同席する。
・各団体との打合せ日程は事務局が調整する。

（2）公演・控室・リハーサル運営業務について

①スケジュール（予定）

□3月5日（金曜）
・13:00～　準備・リハーサル
□3月6日（土曜）
・8:45～　準備・リハーサル
□3月7日（日曜）
・ 8:45～　準備
・10:00～10:15　『神座』開会式
・10:15～12:45　神座（3団体を想定）
・13:45～13:50　『松江伝統芸能祭』開会式
・14:00～16:35　松江伝統芸能祭（6 団体程度を想定）
・16:35～16:40　閉会式
・16:40～　片付け（当日中撤収）

②設営・運営

□控室
・出演団体数、出演順、人数等が決定次第、当日の控え室割り当てを提案すること。
使用可能な部屋：大ホール、控室1～6、多目的室1～2、和室、大会議室、中会議室、
小会議室1～2（全部屋6日、7日ともに終日使用可能）
・男女別の更衣室（更衣スペースも可）を確保すること。

・出演時間にあわせ、控室から主演者を舞台へ誘導すること。
・松江鼕行列保存会、ワークショップ・飲食出店団体の控室は不要。

□ステージ

・各出演団体が要望するステージの事前設営と、当日の舞台転換を行うこと。(幕や椅子、その他必要な備品等の設置・移動、演者の誘導)
・団体が持参する使用備品を設置するために必要な備品があれば手配すること。
・リハーサルを行い、ステージ演出を確認すること。
・公演中の照明、音響、舞台転換を行うこと。なお、ステージの運営についてはプラバホールスタッフと協力して行うこと。
・ステージを統括する舞台監督については、同様のイベント等の運営経験が5年以上ある者を置くこと。
・司会(1名)を置き、進行すること。

□その他

・出演者、関係者用の昼食を手配すること。(飲料の有無、単価は提案とする)

(3)広告・宣伝業務について

TV広告

・放送タイミングや回数、内容について検討したTV広告を提案すること。

(4)会場設え業務について

①各種サイン

・屋内外の立て看板(会場入口、受付横に各1枚)
・協賛企業紹介立て看板(受付横に1枚)
・舞台吊り下げ看板(ステージ上に1枚)
・屋内矢印誘導サイン(必要箇所は提案)
・控室サイン(使用する団体名、更衣室など)
・会場入口の注意喚起サイン(飲食禁止、傘持ち込み禁止など)
＊傘はプラバホール入口の風除室内の傘立てを使用できるが、個別に傘立てや傘預かり計画を提案してもよいものとする。

②伝統芸能紹介展示

・会場ホワイエを活用し、松江の伝統文化を紹介する展示を設えること。設えについては、松江伝統芸能文化保護育成協議会 23 団体の紹介パネルや、各伝統芸能の衣装・道具等の展示、動画放映が想定される。
・団体への展示希望調査は事務局が行い、展示予定の備品(衣装など)をホワイエに設える業務を委託内容とする。展示に必要な備品は手配すること。

③飲食店舗・飲食スペース

・事務局の手配によりエントランス、ホワイエに飲食物販売店舗を設置するため、店舗・飲食スペースの提案とゴミ処理計画について提案すること。
飲食店舗は3店舗を想定する。

④ワークショップスペース

・事務局の手配により、ホワイエで「和紙てまり」のワークショップを行うため、レイアウトを提案すること。長机3台・椅子10脚程度の使用を想定する。
なお、「和紙てまり」団体との打合せは事務局にて実施し、当日の現場対応は不要とする。

(5)警備業務について

・会場の駐車場(3カ所)の安全でスムーズな利用のため、警備員を配置すること。

(6)その他

・運営マニュアルを作成すること。事務局へはデータで納品すること。当日は、必要に応じて紙で印刷したマニュアルを準備すること。＊事務局分は不要。
・スタッフ証を準備すること。事務局用は10枚とし、それ以外については必要数を準備すること。
・やむを得ず公演を中止する場合、それまでの業務に応じた費用を支払うが、その額については協議の上で決定する。
・中止決定の場合は主催者が松江市HP・SNSで発信する。
・業務完了後に、報告書(写真付き)を提出すること。データ納品可とする。
・イベント保険に加入すること。

8. 応募資格

(1)令和8・9・10年松江市競争入札参加資格を有していること。
(2)松江市内に本社、支店または営業所等を有していること。
(3)松江市による指名停止を受けていないこと。
(4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
(5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始手続き開始の申立てがなされていないこと。
(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

9. 再委託について

本事業の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

※発注者との協議により、発注者が本事業の一部について委託することを承諾した場合はこの限りではない。なお、再委託先の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。

10. 選定スケジュール(※予定)

(1)実施要項等の提示	令和8年11月2日(月)
(2)質問書の提出期限(提案者)	令和8年11月6日(金)17 時まで(必着)
(3)質問書に対する回答期限(発注者)	令和8年11月10日(火)
(4)参加意思表明書提出期限	令和8年11月12日(木)17 時まで(必着)
(5)企画提案書の提出期限	令和8年11月16日(月)17時まで(必着)
(6)プレゼンテーション実施	令和8年11月20日(金)

※プレゼンテーションの時間については後日、通知します。

(7)選定結果通知(内定通知)	令和8年11月25日(水)
(8)契約予定日	令和8年11月30日(月)

11. 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1)提出書類

・質問書(様式1)

(2)提出期限:令和8年11月6日(金)17時まで(必着)

(3)提出先:松江伝統芸能祭・神座実行委員会事務局(松江市文化振興課内)

(4)提出方法:メール

(5)企画提案書の具体的な記載内容及び、評価基準に関する質問については受け付けません。また、質問を行った者の名称は公表しません。

(6)回答期限:令和8年11月10日(火) 質問と回答は松江市HPに掲載する。

12. 参加申し込み

(1)提出書類:

・参加意思表明書(様式2)

・誓約書(様式3)

(2)提出期限:令和8年11月12日(木)17時まで(必着)

(3)提出先:松江伝統芸能祭・神座実行委員会事務局(松江市文化振興課内)

(4)提出方法:メール

13. 企画提案書ほか必要書類の提出

参加意思表明書を提出した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

企画提案書は 10 枚以内とすること。

(1)提出書類

・募集申込書(様式4)

・事業者概要(様式5)

・企画提案書(様式6)

※企画提案書は任意様式も可能とする。

・業務実施体制(様式7)

・見積書(様式8)

(2)提出期限:令和8年11月16日(月)17時まで(必着)

(3)提出先:松江伝統芸能祭・神座実行委員会事務局(松江市文化振興課内)

(4)提出方法:メール

14. 企画提案に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1)実施日(予定) 令和8年11月20日(金)

(2)出席者 1 社 3 名以内とする。

(3)その他

①プレゼンテーションは、企画提案書の受付順で実施する。

②プレゼンテーションは、提出書類を使用して実施することとする。PowerPoint 等を使用する場合は、必要な機材を参加者で準備すること。

③プレゼンテーションの時間は 15 分以内とする。

④プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

15. 事業者の選定・審査・契約

(1)選考方法と優先交渉権者の決定

①実行委員会による審査委員会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案等を審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とする。

②評価点が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。

③評価点が満点(100 点)の 6 割(60点)に満たない場合は、優先交渉権者として選定し

ない。

(2)審査内容

①企画方針	【配点:15点】
②企画内容	【配点:30点】
③運営体制	【配点:30点】
⑤実績等	【配点:10点】
⑥価格	【配点:15点】

(3)審査結果

①審査結果については、企画提案書の提出者全員にメールで通知する。

②松江市ホームページにて、審査基準、参加者、結果等を公表する。

(4)契約

発注者と第一優先交渉権者は委託契約の締結に向けた協議を行い、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、本要項及び第一優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する場合は、契約時において発注者と第一優先交渉権者が協議・調整のうえ、内容を決定する。

なお、発注者が第一優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、第二優先交渉権者と協議を行う。

16. 個人情報

受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

17. その他の留意事項

(1)本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とし、提出書類は返却しない。

(2)書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。

(3)提案書は1者1点に限る。また、提出後の資料の追加または修正等は認めない。

(4)提出書類は優先交渉権者選定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。

(5)本事業の優先交渉権者には契約の締結にいたるまで守秘義務を求めるものとする。

(6)内容や会場などについては、発注者と受託者が協議の上、変更する可能性があるものとする。

(7)業務遂行にあたっては、実施体制を明示するとともに、事業統括責任者及び連絡窓口担当者を配置すること。なお、事業統括責任者及び連絡窓口担当者は受託者が担うこと。

(8)本要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

18. 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町 86 番地　松江市役所 3 階　文化振興課内
松江伝統芸能祭・神座実行委員会事務局　事務局　加藤・延利・赤木
電話：0852-55-5517・FAX：0852-55-5658
E-mail：bunka-kakari@city.matsue.lg.jp